

## 議案第55号

### 和解について

次のとおり和解することにつき、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

### 記

- 1 和解の相手方 大阪府四條畷市中野本町1番44号  
大阪広域水道企業団 四條畷水道センター 所長 神吉 一成
- 2 和解の内容 (1) 相手方は、市に対し物品等の弁償費用として、1,568,131円を支払う。  
(2) 本市と相手方は、本件について、今後一切の請求は行わない。
- 3 事案の内容 令和6年8月21日(水)午後11時40分頃、四條畷市中野新町11番31号地先において、口径150mmの水道管が破損し、漏水が発生した。漏水の影響により、市有建築物及び物品の一部が浸水し、修繕、点検及び交換が必要となった。

令和7年2月18日

四條畷市長 銭 谷 翔